

(事例2) 控除を受けていた家屋等を平成15年4月1日以後に勤務先からの転任の命令等に基因して居住の用に供しなくなった後、再び居住の用に供した場合

設 例

居住開始年月日	平成14年11月15日	土地等に関する事項	
転居年月日	平成15年4月25日	家屋の取得対価の額	20,000,000円
再居住開始年月日	平成16年11月30日	土地等の取得対価の額	25,000,000円
家屋に関する事項		家屋の総床面積/うち居住用	100㎡/100㎡
		土地等の面積/うち居住用	120㎡/120㎡
住宅借入金等に関する事項		住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等
		年末残高(当初金額)	29,800,000円(32,000,000円)

[控除額計算明細書]

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成15年4月25日
再居住開始年月日	平成16年11月30日
再び居住の用に供した家屋の所在地	〇〇市△△町X-X-X
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ☒ 空家 ☐ その他 ()

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成14年11月15日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額	20,000,000円	25,000,000円
総(床)面積	100㎡	120㎡
うち居住用部分の(床)面積	100	120

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	平成 年 月 日
増改築等の費用の額	円
うち居住用部分の金額	円

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成17年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。	要する
---	-----

5 住宅借入金等特別控除額の計算 (次の該当する算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額	29,800,000円	※ 「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の⑩の金額を転記します。
-----------------	-------------	---

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合	① 29,800,000円 × 0.01 =	(最高50万円) 298,000円
平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」を選択した場合	② ①が2,000万円以下のとき ② 円 × 0.01 = ③ ①が2,000万円を超えるとき ③ 円 × 0.005 + 10万円 =	(最高25万円) 円
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	④ ①が1,000万円以下のとき ④ 円 × 0.02 = ⑤ ①が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ⑤ 円 × 0.01 + 10万円 = ⑥ ①が2,000万円を超えるとき ⑥ 円 × 0.005 + 20万円 =	(最高35万円) 円

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、再居住開始年月日ではなく、新築等した家屋に係る居住開始年月日を記載することに留意する。